

愛知県動物愛護管理推進計画

改正の概要

1 背景

2008年3月 愛知県動物愛護管理推進計画策定（2012年3月最終改定）

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」）及び環境大臣が定める基本指針（以下「基本指針」）に基づく。

⇒2019年 動物愛護管理法改正（2020年6月1日施行）

2020年 基本指針改正

⇒愛知県動物愛護管理推進計画の改正の必要が生じた。

2 計画の性質

- ・動物の愛護及び管理に関する施策の長期目標と全体像を明確化。
- ・県内全域が対象（名古屋市、中核市を含む）。
- ・計画期間は2021年4月1日から2031年3月31日までの10年間。
- ・毎年進捗状況を確認・評価し、5年目を目処に見直す。

3 改正のポイント

- ・これまでの取組状況を振り返り、概ね順調に計画に沿って各取組を進めてきたが、各取組は継続して取り組む必要があることから、**現行の取組は全て継続することとした。**
- ・動物愛護管理法、基本指針等の内容に即し、さらに効果的な施策となるよう、**現行計画の内容の拡充・修正等を行った。**
- ・県民の皆様が本計画の趣旨をより理解しやすくなるよう、**計画の構成を整理した。**

4 計画の概要

視点Ⅰ 人と動物の共生する社会の実現に向けた取組の推進

- ・県民全体を対象に、動物愛護思想の普及啓発に努める。
- ・ふれあい教室等を通じて人と動物との共生についての理解を進める。
- ・所有者のいない猫問題の解決を図る。

視点Ⅱ 飼い主の責務の徹底

- ・狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射の徹底を図る。
- ・所有者明示、逸走防止、終生飼養、不妊去勢措置等の徹底を図る。
- ・適正飼養の推進により周辺環境への迷惑防止の徹底を図る。
- ・関係機関と連携し、遺棄・虐待防止の啓発や対応体制構築を進める。

視点Ⅲ 動物取扱業者の責務の徹底

- ・多数の動物を専門的に取り扱う動物取扱業者に対し、適正に動物が取り扱われるよう啓発・指導を徹底する。

視点Ⅳ 関係機関等との連携の確保、協働の充実

- ・市町村、獣医師会、動物取扱業関係団体や動物愛護団体等との連携の確保に努め、動物愛護のより一層の推進に向け協働する。
- ・動物愛護推進協議会の運営、動物愛護推進員の活動の充実を図る。

視点Ⅴ 危機管理対応

- ・特定動物の適正飼養の徹底や放浪犬対策の強化により危害防止を図る。
- ・狂犬病やその他の動物由来感染症に対する危機管理対応の体制を強化する。
- ・災害時における被災動物対策の強化を図る。

トピックス

- ・計画を総合的に進め、犬・猫の殺処分数を2018年度の数の50%減にする。

5 目指す姿

「人と動物が共生できるより良い社会」の実現を目指す。